

原爆症認定集団訴訟

国・厚労省は上告するな！

仙台高裁で原告勝訴！

司法の判断を尊重し、政府は原告全員の救済を決断すべきです。

「原爆症と認めないのは違法」仙台高裁も支持

広島で被爆したことが原因で病気になったにもかかわらず、原爆症と認めないのは違法だとして、仙台市内の2人が国を相手取り、不認定処分を取り消しと1人あたり300万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が28日午後、仙台高裁であった。井上稔裁判長は処分を取り消した一審の仙台地裁判決を支持、国の控訴を棄却した。

訴えていたのは、仙台市泉区の新沼武雄（みつお）さん（84）と同市太白区の波多野明美さん（69）。旧陸軍の通信兵だった新沼さんは爆心地から2キロの兵舎内で被爆し、50代で腎臓がんに、60代で膀胱（ぼうこう）がんになった。波多野さんは爆心地から1.8キロの路上で被爆して82年に胃がんを手術し、後に胃切除後障害を患った。

新基準運用後の口頭弁論で、国は新沼さんの「要医療性」を否定した上で「放射線起因性」は争点にしない方針を打ち出した。波多野さんは「二つとも要件を満たさないと主張した。」

旧基準だった07年3月の一審判決は、2人の病気と放射線との因果関係を認め、国の不認定処分を取り消した。

【朝日新聞の報道より】

いまもつづく原爆放射線被害

広島、長崎に原爆が投下された後、黒い雨や黒いススが降りました。放射性降下物（フォールアウト）です。そればかりか土や埃、水や野菜などあらゆるものが放射能を帯びた状態になりました。これを呼吸や飲食などを通じて取り込むと、それが体内に溜まっている間に放射線を浴びせ続けます。それが原因で癌などの重い病気を数年～数十年経って起こすことが、この間の裁判で明らかにされました。原爆は今も被爆者を苦しめ続けているのです。

裁判勝利へ
署名と募金にご協力ください